

○高齢者講習の実施に関する規程

平成21年5月28日

鳥取県公安委員会規程第4号

注 令和7年8月から改正経過を注記した。

高齢者講習の実施に関する規程を次のように定める。

鳥取県公安委員会委員長 井手添正

高齢者講習の実施に関する規程（平成14年鳥取県公安委員会規程第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（高齢者講習の委託）

第2条 鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3の規定により認めた法人（以下「受託法人」という。）に委託することができる。

2 高齢者講習の講習業務の委託基準は、別紙1「高齢者講習業務の委託基準」とおりとする。

（高齢者講習の実施場所）

第3条 高齢者講習は、警察施設又は受託法人の管理する場所で行う。ただし、受託法人の管理する場所で実施することが困難な場合、又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性について配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行っても差し支えないものとする。

（高齢者講習指導員の資格及び人数）

第4条 高齢者講習を行う職員（以下「高齢者講習指導員」という。）の資格要件は、別紙2「高齢者講習指導員の資格要件」とおりとする。

2 委託により高齢者講習を実施する場合、受託法人は、高齢者講習指導員を原則として2人以上選任し、高齢者講習指導員届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により、公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、運転免許証の写し又は免許情報の記録を印字したもの及び自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修の終了証明書の写し

を添付する。

- 3 公安委員会は、前項の届出書を受理した場合、当該届出書によって高齢者講習指導員の資格要件が満たされているか確認しなければならない。

(令7公安委員会規程7・一部改正)

(受講日時等の指定)

第5条 公安委員会又は受託法人（以下「公安委員会等」という。）は、高齢者講習を受けようとする者から受講の申出を受けた場合は、受講日時を指定しなければならない。

- 2 公安委員会は、高齢者講習のうち府令第38条第12項第2号の表の4の項の第1欄に定める講習（以下「臨時高齢者講習」という。）を受けようとする者について、受講日時及び場所を指定しなければならない。この場合において、委託により臨時高齢者講習を実施するときは、受講日時及び場所について、受託法人と事前に協議を行って調整を図るものとする。

(受講申請及び受講手数料の納付)

第6条 高齢者講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、受講日に受講場所において、高齢者講習受講申請書（様式第2号）により申請しなければならない。

- 2 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）に規定する講習手数料は、高齢者講習受講申請書により納付しなければならない。
- 3 委託により高齢者講習を実施する場合、受託法人は、高齢者講習受講申請書を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）宛てに送付するものとする。

(高齢者講習終了証明書)

第7条 公安委員会等は、高齢者講習を終了した者に対して、府令第38条第16項に規定する高齢者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付するとともに、交付する際に更新申請書又は免許申請書に終了証明書を添付しなければならないことを教示しなければならない。

- 2 公安委員会等は、終了証明書を交付したときは、高齢者講習終了証明書交付台帳（様式第3号）により、交付状況を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第8条 委託により高齢者講習を実施する場合、受託法人は、高齢者講習の実施結果を高齢者講習実施結果報告書（様式第4号）及び高齢者講習済登録票（様式第5号）により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 高齢者講習の実施に関する講習科目の基準及び細部事項は、鳥取県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

2 本部長は、高齢者講習の実施に関し、必要な指導監督を行う。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成26年5月15日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成26年5月15日から施行する。ただし、3(3)の改正規定は、平成26年5月20日から施行する。

附 則（平成29年3月6日公安委員会規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前的高齢者講習の実施に関する規程により公安委員会に届出のあった高齢者講習指導員は、この規程による改正後的高齢者講習の実施に関する規程別紙2の5(1)に規定する補充講習を終了したことを証する書類の公安委員会への提出をもって、改正後の同規程により公安委員会に届出のあった高齢者講習指導員とみなす。

3 運転免許証の有効期間が満了する日（道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する高齢者講習については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和元年7月25日から施行する。

附 則（令和2年3月13日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月7日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和2年8月7日から施行する。

附 則（令和3年9月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月12日公安委員会規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。

（特定任意高齢者講習の実施に関する規程の廃止）

- 2 特定任意高齢者講習の実施に関する規程（平成14年鳥取県公安委員会規程第7号）は、廃止する。

附 則（令和4年9月30日公安委員会規程第10号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年8月26日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和7年8月26日から施行する。

別紙1

高齢者講習業務の委託基準

高齢者講習を委託する場合は、次の各基準を満たしていること。

- 1 高齢者講習指導員が、高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。
- 2 高齢者講習を行うために必要な次の設備を有すること。

（1）建物

（2）コース

（3）運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

（4）普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備すること。

なお、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

(5) 教本、視聴覚教材等

ア 教本（高齢者講習用に作成された教本）

イ 視聴覚教材（危険予測、事故事例等に関するもの）

ウ 鳥取県の交通実態に即した資料

- 3 高齢者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 4 高齢者講習以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより高齢者講習が不公平になるおそれがないこと。

別紙 2

（令 7 公安委員会規程 7 ・ 一部改正）

高齢者講習指導員の資格要件

高齢者講習指導員の資格要件は、次に掲げるところによる。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - (2) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(2)に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事し

た経験の期間がおおむね1年以上ある者

イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

イ 公安委員会が、普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

5 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴う補充講習を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、同法の施行前的高齢者講習指導員であったものについては、同法の施行に伴う補充講習を受けていること。

(2) 令和4年5月12日以前に(3)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(4)に該当した者については、運転技能検査員養成講習を受けていること。

(3) 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(4) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。））を終了した者

様式第 1 号（第 4 条関係）

発第 号
年 月 日

鳥取県公安委員会 様

受託場所
受託者

高齢者講習指導員届出書

高齢者講習の講習指導員を次のとおり届け出ます。

記

住 所					
氏 名					
生年月日		年 月 日生（ 歳）			
資 格	種 別	取得（修了）年月日	従 事 期 間	備 考	
	普通教習指導員	年 月 日	年 月間		
	大型二輪教習指導員	年 月 日	年 月間		
	普通二輪教習指導員	年 月 日	年 月間		
	運転適性検査指導者	年 月 日	年 月間		
	新任運転適性指導員	年 月 日	年 月間		
	運転適性講習指導員	年 月 日	年 月間		
	高齢者講習指導員	年 月 日	年 月間		
選任番号		選任年月日		年 月 日	
住 所					
氏 名					
生年月日		年 月 日生（ 歳）			
資 格	種 別	取得（修了）年月日	従 事 期 間	備 考	
	普通教習指導員	年 月 日	年 月間		
	大型二輪教習指導員	年 月 日	年 月間		
	普通二輪教習指導員	年 月 日	年 月間		
	運転適性検査指導者	年 月 日	年 月間		
	新任運転適性指導員	年 月 日	年 月間		
	運転適性講習指導員	年 月 日	年 月間		
	高齢者講習指導員	年 月 日	年 月間		
選任番号		選任年月日		年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第2号（第6条関係）

高齢者講習受講申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生（男・女）

連絡先（ ） 局 番

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習の受講について申請します。

現に受けている 免許	大型、中型、準中型、普通、大特、大型二輪、普通二輪、小特、原付、牽引、大型二種、中型二種、普通二種、大特二種、牽引二種 (該当する免許の種類の略号を○で囲む。)		
免許証番号 又は 免許情報記録番号			
交付年月日	年 月 日	免許条件	
講習を希望する 車種	普通自動車（MT）、普通自動車（AT）、 持ち込み車両【特殊仕様車】 (希望する車種を○で囲む。)		
認知機能検査年月日	年 月 日	検査結果	
運転技能検査年月日	年 月 日	検査結果	
手数料額欄	更新時高齢者講習手数料 (臨時高齢者講習含む)	☐ 実車指導有り	円
		☐ 実車指導無し	円
手数料納付 確認欄			

注 該当する講習区分の□に、レ印を入れること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第7条関係）

高齢者講習終了証明書交付台帳

証 明 書 番 号	交 付 年 月 日	実 車 の 種 別	氏 名 生 年 月 日	住 所	備 考

- 備考 1 実車の種別は、四輪（MT）、四輪（AT）、運転シミュレーターの区別を記載すること。
- 2 備考欄に再発行の状況等を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第8条関係）

高齢者講習実施結果報告書

- ☐ 更新時高齢者講習手数料（実車指導有り）の講習
- ☐ 更新時高齢者講習手数料（実車指導無し）の講習
- ☐ 臨時高齢者講習

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

受託場所

受託者

高齢者講習の実施結果を下記のとおり報告します。

記

講習年月日	年	月	日	講習者数	名
証明書番号					
住所					
氏名					
生年月日	年	月	日生（	歳）	性別（男・女）
免許種別					
講習使用車両	普通（MT）、普通（AT）、〔持ち込み（）〕、実車指導無し				
実車代替え	運転シミュレーター				
証明書番号					
住所					
氏名					
生年月日	年	月	日生（	歳）	性別（男・女）
免許種別					
講習使用車両	普通（MT）、普通（AT）、〔持ち込み（）〕、実車指導無し				
実車代替え	運転シミュレーター				
証明書番号					
住所					
氏名					
生年月日	年	月	日生（	歳）	性別（男・女）
免許種別					
講習使用車両	普通（MT）、普通（AT）、〔持ち込み（）〕、実車指導無し				
実車代替え	運転シミュレーター				

注 該当する講習区分の□に、レ印を入れること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第8条関係）

高齢者講習済登録票																			
鳥取県公安委員会 様										年 月 日									
										受託法人									
① 資料区分	高 齢 7 8		氏名																
② 免許証番号 又は 免許情報記録番号																			
③ 生年月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5		年		月		日	④ 性別	男 1	女 2					
⑤ 統一氏名																			
⑥ 登録番号																			
⑦ 登録年月日	平成 4	令和 5													年		月		日
⑫ 講習種類	法定 0	特定任意 1	認定 2																
⑮ 講習場所及び講習番号																			
⑳ 講習年月日	平成 4	令和 5													年		月		日
㉓ 講習分類	実車有 A	実車免除 B	実車無 C	その他 D															
㉖ 講習種別	更新 0	臨時 1	その他 2																
㉞ 実車指導結果	±																		

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(令 7 公安委員会規程 7 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(令 7 公安委員会規程 7 ・ 一部改正)